

第2章 上位計画等の把握

1. 住宅施策における国の動向

(1) 社会資本整備審議会答申「新たな住宅政策に対応した制度的枠組みについて」

答申日時	平成 17 年 9 月 26 日
検討主体	社会資本整備審議会
住宅政策に関する 基本法制の必要性	人口・世帯減少社会、超高齢社会を目前に控えた現在、国民一人一人が真に豊かさを実感できる住生活について、また、その実現のため、国民・事業者・行政が一体となって取り組むべきことについて問い直す好機
住宅政策の 基本理念	『社会の持続的発展と安定という国づくりの普遍的なテーマを実現する上で極めて重要な役割を果たす国家的戦略として位置づけられるべきである』 ○目指すべき住生活を実感できる住生活の姿 i 良質な性能、住環境及び居住サービスを備えた住宅ストックの形成 ii 多様な居住ニーズの適時適切な実現 iii 住宅の資産価値の評価・活用 iv 住宅困窮者の安定した居住の確保
各主体の役割分担	【国】 市場において自力では適正な水準の住宅を確保することが困難である者の居住の安定を確保するための環境整備などの役割 【地方公共団体】 地域の多様な居住ニーズに的確に対応するための住環境、公営住宅等の供給・管理を通じた住宅困窮者の居住の安定確保等の役割 【事業者】 良質な住宅関連サービスの提供、良好な住環境の形成、適切な情報開示、公正な取引やコストの軽減等を通じ、健全な市場の形成に対する積極的な役割 【国民】 自らの住生活の向上や安定に努めるとともに、地域の良好な住環境の形成に主要な担い手として積極的に参画する役割
重点的に講ずべき 施策分野	・市場重視型の新たな住宅金融システムの整備 ・住宅市場における重点分野 ・賃貸住宅市場の整備 ・住宅セーフティネットの機能向上に向けた公的賃貸住宅制度の再構築 ・市街地における居住環境整備の推進

(2)地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(地域主権一括法)

法の公布日	平成 23 年 5 月 2 日
目的	地域の自主性・自律性を高めるための改革を図るため、関係する法律を一括改正し、主に自治体に対する事務の処理又はその方法の義務付けの見直しを実現する。
公営住宅法の改正点	<p>①同居親族要件（入居者資格）の廃止</p> <p>②整備基準の条例委任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省令で定める基準を参酌し、公営住宅の整備基準を条例で定める。 <p>③居収入基準（入居者資格）の条例委任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体が条例で定める。国は参酌すべき基準を政令で規定する。

(3)高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律

法の公布日	平成 23 年 4 月 28 日
法の施行日	平成 23 年 10 月 20 日
目的	高齢化が急速に進展する中、高齢単身者世帯・夫婦のみ世帯が増加しており、欧米各国に比べて立ち後れている介護・医療と連携した高齢者支援サービスを提供する住宅供給等を図り、高齢者の居住安定を確保する。
改正の概要	<p>■高齢者円滑入居賃貸住宅（高円賃）・高齢者専用賃貸住宅（高専賃）・高齢者向け優良賃貸住宅（高優賃）を廃止してサービス付き高齢者向け住宅に一本化し、都道府県知事の登録制度を創設</p> <p>○公営住宅の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス付き高齢者向け住宅を、公営住宅の目的外使用の対象へ <p>○老人福祉法との調整規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録を受けた場合には有料老人ホームの届出不要 <p>■終身賃貸事業の認可要件や申請手続きの緩和</p> <p>■高齢者居住支援センターの指定制度の廃止</p> <p>■国・地方公共団体による高齢者の住宅に係る情報提供の努力義務</p> <p>■高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正に併せた法律改正</p> <p>○地域住宅特別措置法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス付き高齢者向け住宅の整備について地方公共団体に対する交付金 ・公営住宅建替事業により新たに整備すべき公営住宅の戸数要件の緩和 <p>○住宅金融支援機構法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス付き高齢者向け住宅とするための既存の住宅の購入資金貸付

(4)住生活基本法

法案の閣議決定	平成 18 年 2 月
法の公布・施行	平成 18 年 6 月
目的	住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、基本理念を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、豊かな住生活を実現。
基本理念	<p>①現在及び将来における国民の住生活の基盤となる良質な住宅の供給等</p> <p>②住民が誇りと愛着をもつことのできる良好な居住環境の形成</p> <p>③民間活力、既存ストックを活用する市場の整備と住宅購入者等の利益の擁護及び増進</p> <p>④低額所得者、高齢者、子供を育成する家庭等の居住の安定の確保</p>
責務等	<p>(1)国及び地方公共団体の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を策定・実施 ・国民の理解・協力の増進 <p>(2)住宅関連事業者の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の安全性その他の品質・性能の確保について最も重要な責任を有することを自覚し、住宅の設計、建設、販売及び管理の各段階において必要な措置を適切に講ずる <p>(3)関係者相互の連携及び協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住者、住宅供給者、その他関係者の相互連携及び協力 <p>(4)法制上の措置等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府は、必要な法制上、財政上又は金融上の措置等を講ずる

(5)住生活基本計画(全国計画)

閣議決定	平成 23 年 3 月 15 日
目標年次	平成 32 年度
目的	住生活基本計画に掲げられた基本理念や基本的施策を具体化し、推進していくための基本的計画として策定
基本的な方針	<p>(1)住宅の位置づけと住生活安定向上施策の意義</p> <p>○住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の私的生活の場であるだけでなく、豊かな地域社会を形成する上で重要な要素 ・ 個人がいきいきと躍動し、活力・魅力があふれる社会の礎 <p>○住生活安定向上施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会の持続的発展及び安定を図る上で極めて重要 ・ 総合的かつ計画的に推進 <p>(2)豊かな住生活を実現するための条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民の多様な居住ニーズを満たす安全・安心で良質な住宅を適時・適切に選択できる住宅市場の形成 ・ 住生活の安心を支えるサービスが提供され、美しい街なみ・景観が形成されるなど、住宅と周辺環境が相まって形作る、豊かな住生活を支える生活環境の構築 ・ 市場において自力では適切な住宅を確保することが困難な者に対する住宅セーフティネットの構築 <p>(3)住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての横断的視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ストック重視の施策展開 ・ 市場重視の施策展開 ・ 効果的・効率的な施策展開 ・ 豊かな住生活を実現するための他分野との連携による総合的な施策展開 ・ 地域の実情を踏まえたきめ細かな施策展開
目標及び基本的な施策	<p>(1)安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住生活の安全を確保する住宅及び居住環境の整備 ・ 住生活の安心を支えるサービスが提供される環境の整備 ・ 低炭素社会に向けた住まいと住まい方の提案 ・ 移動・利用の円滑化と美しい街なみ・景観の形成 <p>(2)住宅の適正な管理及び再生</p> <p>(3)多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存住宅が円滑に活用される市場の整備 ・ 将来にわたり活用される良質なストックの形成 ・ 多様な居住ニーズに応じた住宅の確保の促進と需給の不適合の解消 <p>(4)住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保</p>

2. 愛知県住宅関連計画

(1)愛知県住生活基本計画2020

策定年次	平成 24 年 3 月
目標年次	平成 23 年度～平成 32 年度の 10 年間
基本理念	元気で力強い「愛知づくり」を支える「安全・安心」で「住み続けることができる」住まい・まちづくり
目標及び基本的な施策	<p>I 住まい：良質な住宅ストックをつくる</p> <p>目標 1 自然災害に強い住まい・まちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震に強い住まい・まちづくり ・ 風水害に強い住まい・まちづくり <p>目標 2 環境負荷が小さく長く使える住まい・まちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境に配慮した住まい・まちづくり ・ 住宅の長寿命化・適正な維持管理の促進 <p>目標 3 防火・防犯など基本的性能が確保された住まい・まちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築規制の的確な運用により基本的性能が確保された住まい・まちづくり ・ 防犯性の高い住まい・まちづくり <p>目標 4 ニーズに応じた住まいが選択できる環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住まいが円滑に流通する環境の整備 ・ 地域の住宅生産者の育成と地域材を活かした住まいづくり <p>II 地域：住みよい地域をつくる</p> <p>目標 5 地域の活力を支えるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な市街地整備の推進 <p>目標 6 住まい手と地域が主体的に進めるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域が主体となって進めるまちづくり ・ 分譲マンションの適正な管理と再生の促進 <p>III 暮らし：いつまでも住み続けられる</p> <p>目標 7 高齢者・障害者などにやさしい住まい・まちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者・障害者などが暮らしやすい居住環境の整備 ・ バリアフリー化された住まい・まちづくり <p>目標 8 公営住宅の的確な供給と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公営住宅ストックの再生・活用の推進 ・ 公営住宅の適切な管理と供給 <p>目標 9 民間賃貸住宅などを活用した住宅セーフティネットの重層化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間賃貸住宅などにおける入居円滑化の推進

3. 西尾市上位・関連計画

(1)第7次西尾市総合計画

策定年次	平成 25 年 3 月
目標年次	平成 25 年度～平成 34 年度の 10 年間
目標及び 基本的な施策	<p>(1) 将来都市像 自然と文化と人々がとけあい 心豊かに暮らせるまち 西尾</p> <p>(2) 施策の大綱</p> <ul style="list-style-type: none"> ■活力と魅力あふれる産業づくり <ul style="list-style-type: none"> ➢ 自然と文化の観光交流圏づくり【観光】 ➢ 特産品開発と地域ブランド化【地域ブランド】 ➢ 魅力ある商業の展開【商業】 ➢ 農業・漁業の振興【農・水産業】 ➢ 企業誘致と新産業の振興【工業・新産業・雇用】 ■利便性と快適性を高める基盤づくり <ul style="list-style-type: none"> ➢ 幹線道路網の整備【道路】 ➢ 安全で災害に強いまちづくり【災害対策】 ➢ 利便性の高い公共交通ネットワークの形成【公共交通】 ➢ 快適で魅力ある市街地の整備【市街地】 ➢ 上下水道の整備【上水道】【下水道】 ■地域を支える文化と人を育む環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ➢ 子育て支援体制の充実【子育て】 ➢ 生きる力を養う学校教育の充実【学校教育】 ➢ 生涯学習の推進と歴史文化の継承【生涯学習】【歴史文化】 ➢ みんなが元気になるスポーツの振興【スポーツ】 ➢ 地域で取り組む青少年の健全育成【青少年健全育成】 ■安心できる暮らしを支える健康・福祉のまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ➢ 安心を支える地域医療体制の構築【地域医療】 ➢ 健康づくり【健康づくり】 ➢ 高齢者が安心して暮らせる福祉の充実【高齢者福祉】 ➢ 障害者（児）の自立を支える福祉の充実【障害者福祉】 ➢ 安心のための社会保障【社会保障】【消費者保護】 ■安全とうるおいのある環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ➢ 市民が憩う公園・緑地の整備【公園・緑地】 ➢ 自然とともにあるライフスタイルの推進【自然環境】 ➢ 河川・海岸の総合的な環境整備【河川・海岸】 ➢ 地球環境保全活動の推進【地球環境】【環境衛生】 ➢ 地域ぐるみの防災・防犯活動の推進【防災】【防犯・交通安全】【消防】 ■市民と行政が共に考え、行動するまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ➢ 市民と行政の協働のまちづくりの推進【市民協働】 ➢ 市民と行政の情報共有と情報公開の推進【情報共有】 ➢ 活発なコミュニティ活動の推進【コミュニティ】 ➢ 身近で便利な市民サービスの充実【行財政運営】 ➢ 効率的で健全な行財政運営の確立【行財政運営】

■利便性と快適性を高める基盤づくり

- 安全で災害に強いまちづくり【災害対策】
 - ・地震・津波対策の推進
 - ① 地震による建築物の被害、家屋の倒壊による人命や財産の損失の、未然での防止
- 快適で魅力ある市街地の整備【市街地】
 - ・市街地整備の推進
 - ① 利便性が高い駅周辺における、環境に配慮した良好な住宅地域及び商業・業務地域を構築する面的整備の推進
 - ② 低・未利用地域における、面的整備推進
 - ③ 住宅が密集した生活道路の狭い地区における、まちなみに配慮した上での、住宅の建替えにあわせた道路拡幅整備の推進
 - ④ 安全・安心な街なみの形成
 - ⑤ 新市街地区域における、自然を活かした良好な景観を有する住宅など、多様な住宅需要に対応した住宅地整備の推進
 - ・市営住宅の活用と維持管理
 - ① 点在する小規模市営住宅の統廃合の推進
 - ② 木造の市営住宅の取壊し、用途廃止の推進
 - ③ トイレの水洗化、バリアフリー化、契約電気容量を上げるなど、社会ニーズに合った施設・設備の更新
 - ④ 更新時期を迎えた市営住宅の計画的な更新

■安心できる暮らしを支える健康・福祉のまちづくり

- 高齢者が安心して暮らせる福祉の充実【高齢者福祉】
 - ・高齢者福祉施設の整備
 - ① 居宅で生活することに不安や困難がある高齢者のために生活の場である居住の提供
 - ・介護サービスの充実
 - ① 入居待機者の多い特別養護老人ホームの整備を進め、重度の要介護状態になっても安心できる基盤を整備
 - ② 小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の地域密着型サービスの整備により、中重度の要介護状態になった際、安心して在宅の生活ができる基盤を整備
- 障害者（児）の自立を支える福祉の充実【障害者福祉】
 - ・安全・安心と住まい、移動手手段の確保
 - ① 障害の特性に合った安全な住まいの確保とともに、グループホーム、ケアホームなどについて、関係機関との連携を図り、必要量を確保

■安全とうるおいのある環境づくり

- 地球環境保全活動の推進【地球環境】【環境衛生】
 - ・新たなエネルギーの利用促進
 - ① 住宅用太陽光発電装置の設置補助による家庭への太陽光発電装置の普及を図ること等による新たなエネルギーの利用促進

(2)西尾市都市計画マスタープラン

策定年次	平成 20 年 5 月（平成 24 年度～平成 25 年度 策定中）
目標年次	平成 17 年度～平成 32 年度の 15 年間
目標及び 基本的な施策	<p>(1) 都市づくりの目標（将来都市像） おもてなしの心 潤いの創造都市 西尾</p> <p>(2) 都市づくりの基本方針</p> <p>■凝縮された「西尾らしさ」がひとをひきつける中心市街地づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 文化の薫りやまちなみなどの蓄積されてきた西尾らしさを生かし、人をひきつける中心市街地づくりを推進する。 <p>■心の豊かさと西尾の将来を支える経済基盤づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 都市構造や土地利用計画との調和を図った上で、西尾の将来にふさわしい産業の導入を推進する。 <p>■潤いや安全・安心により住み続けたいと思える都市空間づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 田園都市的な風景や文化的な薫りを身近に感じられる都市空間形成を推進する。また、安心して住み続けられるよう、地震や水害に備えて災害対策や生活環境の改善を図る。 <p>■恵まれた自然の質を高める自然環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 必要な開発との調和を図った上で、自然環境保全エリアを明確にし、その質を高める施策を推進する。 <p>■次代の交流を促進する交通ネットワークづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 高齢者が生き生きと暮らせるための交通施策や都市計画道路網の着実な整備を推進する。 <p>■市民との協働によるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 市民の意見をまちづくりに反映させる環境を整え、市民・事業者と行政の協働によるまちづくりを推進する。 ➢ 特に、次代を担う子どもたちに、まちづくりを通じて地域への愛着が育まれるよう、学習機会や地域行事等を活用した継続的な関わりを推進する。 <p>(3) 全体構想 分野別の都市整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 土地利用 ➢ その他施設の整備方針（道路・交通、公園・緑地、河川・下水道、公益施設、市街地・住宅整備、環境・景観、都市防災） <p>(4) 地域別構想</p>

住宅に関する
施策の内容

□全体構想 その他施設の整備方針

○市街地・住宅整備

基本方針：

交流・定住・産業推進のための、調和の取れた、一体的な生活・都市空間づくり

整備方針：

①中心市街地等における、都市基盤整備と一体となった、人をひきつける魅力ある都市空間づくり

(西尾駅周辺の拠点都市機能の形成、まちなか居住の推進、既成市街地の整備改善、住工混在地区の市街地環境の改善)

②快適に住み続ける、市街化区域内の良好な居住空間づくり

(施工中の土地区画整理事業の推進、市街地内農地の宅地化の促進)

③周辺環境と調和した、産業基盤整備等の市街地の拡大

(産業活性化ゾーン形成のための基盤整備、新しい住宅地等の一体的整備)

(3)西尾市建築物耐震改修促進計画

策定年次	平成 25 年 2 月
目標年次	平成 25 年度～平成 32 年度までの 8 年間（国の施策年限）
目標及び 基本的な施策	<p>(1) 耐震化の目標</p> <p>・住宅の耐震化の目標:平成 24 年度(69.9%)⇒平成 32 年度(95.0%)</p> <p>(2) 耐震化促進の基本的な施策</p> <p>■耐震化を促進するための環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 耐震化促進の体制整備 ➢ 相談窓口の設置 ➢ 耐震診断技術者の育成支援 ➢ 地域の建築関係団体との連携の促進 ➢ 「防災リーダー」「耐震化アドバイザー」との連携 <p>■防災まちづくりと耐震化に向けた啓発・知識の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 防災まちづくり <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断ローラー作戦 ・地域ぐるみ耐震化支援 ・学校教育と連携した取組 ・福祉と連携した取組 ・市内企業との取組 ➢ 耐震化及び減災化に向けた啓発・知識の普及 <ul style="list-style-type: none"> ・啓発資料・インターネット等・PR パネルを活用した情報提供 ・揺れやすさ・液状化危険度マップの作成・公表 ・不動産取引を通じた耐震化に関する事項の周知・啓発 <p>■関連する安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 建築物の敷地の安全対策 ➢ 狭あい道路沿いの住宅の耐震化の促進 ➢ 津波対策 <p>(3) 住宅の耐震化及び減災化促進</p> <p>■耐震化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 耐震診断の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の無料耐震診断の促進 ・非木造住宅の耐震診断の促進 ➢ 耐震改修費補助の実施・検討 <ul style="list-style-type: none"> ・民間木造住宅の耐震改修費の補助 ・民間木造住宅の取壊し費の補助 ・非木造住宅への支援策の検討 ➢ 耐震診断から耐震改修への円滑な移行の支援 ➢ 住宅所有者の状況にあわせた各種耐震改修に関する支援制度創設の検討 ➢ リフォームにあわせた耐震改修の誘導 ➢ 住宅に係る耐震改修促進税制 <p>■減災化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ ブロック塀の撤去費の補助 ➢ 段階的耐震改修の支援制度の拡大 ➢ 耐震シェルター設置の支援制度の創設 ➢ 家具の転倒防止対策費の補助

(4)西尾市環境基本計画

策定年次	平成 24 年 3 月
目標年次	平成 24 年度～平成 28 年度の 5 年間
目標及び 基本的な施策	<p>(1) めざす環境像 海・川・山 自然と人がとけあい 豊かな未来につなぐまち</p> <p>(2) 環境目標</p> <p>■豊かな自然を伝えるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 豊かな自然環境の保全と創出 ➢ 環境保全型農業の推進 <p>■暮らしやすい美しいまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 環境に配慮した都市基盤の整備 ➢ うるおいのある美しいまちづくりの推進 ➢ 公害発生の防止 <p>■資源を大切にすまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 4R の推進 ➢ 水資源の有効利用 ➢ 地球環境保全の推進 <p>■みんなで環境を良くするまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 環境教育・学習の推進 ➢ 協働による環境保全活動の推進 ➢ 連携と情報共有の推進
住宅に関する 施策の内容	<p>■暮らしやすい美しいまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 環境に配慮した都市基盤の整備 ・環境に配慮した店舗・工場などの整備推進 <ul style="list-style-type: none"> ○住宅密集地などでの店舗や工場からの周辺環境への騒音などによる悪影響の軽減 <p>■資源を大切にすまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地球環境保全の推進 ・新たなエネルギーの利用推進 <ul style="list-style-type: none"> ○住宅用太陽光発電装置の設置補助による一般家庭への太陽光発電装置の普及を図るなどによる、新たなエネルギーの利用促進

(5)西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第5期)

策定年次	平成24年3月
目標年次	平成24年度～平成26年度の3年間
目標及び 基本的な施策	<p>(1) 基本理念 地域で支え合い、安全、安心、いきいきと暮らせるまち 西尾</p> <p>(2) 基本目標と施策</p> <p>■健康づくり・介護予防の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域での健康づくり ➢ 介護予防活動の推進 <p>■高齢者の生きがい対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 生きがいづくりの充実 ➢ 社会参加の促進 <p>■高齢者の自立を支える福祉環境の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 人にやさしい街づくり ➢ 高齢者住宅の整備 ➢ 生活支援の推進 <p>■社会で支える介護の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 居宅サービスの充実 ➢ 施設サービスの充実 ➢ 佐久島における介護・保健・福祉サービスの展開 <p>■地域包括ケアの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域包括支援センター機能の強化 ➢ 地域での見守り体制の強化 ➢ 認知症対策の充実 ➢ 尊厳ある暮らしに向けた支援の充実 ➢ 災害等緊急時における体制の強化 <p>■安心して利用できるサービス提供システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 介護保険サービスの運営強化 ➢ 家族介護者支援の推進 ➢ 保健・福祉・介護のマンパワーの確保

住宅に関する
施策の内容

■高齢者の自立を支える福祉環境の構築

➤ 高齢者住宅の整備

- 介護保険の基準を上回る住宅改修費の一部助成の継続実施、住宅改修の関係事業者への指導強化
- 市営住宅のバリアフリー化を進めることによる、高齢者向けの市営住宅の推進
- シルバーハウジング等、住まいに関する情報提供による高齢入居者の支援

➤ 生活支援の推進

- 高齢者等の火災による逃げ遅れから守るための住宅用火災警報器の取り付け
- ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯への家具転倒防止の金具の取り付け
- 家庭環境、住宅事情などの理由により居宅において生活することが困難な方（60歳以上）に対する、一時的に住む場所の提供（生活支援ハウス）

■社会で支える介護の充実

➤ 居宅サービスの充実

- 介護予防住宅改修（要介護度の重度化を防止するための住宅改修）、住宅改修（在宅での生活を支援するための住宅改修）における、費用の一部支給

(6)西尾市障害者福祉計画(障害者計画・第3期障害福祉計画)

策定年次	平成 24 年 3 月 (中間見直し)
目標年次	平成 19 年度～平成 28 年度の 10 年間
目標及び 基本的な施策	<p>(1) 基本理念 共に生きる“まち”を、つくる</p> <p>(2) 基本目標と施策 [基本目標] <ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりが心豊かに自分らしく暮らせる“まち” ■安全・安心、心地よく快適に暮らせる“まち” ■共に助け合い支え合う、思いやりの絆のある“まち” </p> <p>[施 策] <ul style="list-style-type: none"> ➢ 乳幼児期への支援 ➢ 学齢期・思春期への支援 ➢ 青壮年期への支援 ➢ 高齢期への支援 ➢ 地域の協働環境づくり </p>
住宅に関する 施策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 青壮年期への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・住まいの整備確保 <ul style="list-style-type: none"> ○市営住宅優先入居の推進 ○市営住宅家賃減免の周知 ○市営住宅のバリアフリー化の推進 (建築課) ○住宅改造費の補助(障害者等の在宅生活の支援) ○障害者への居住支援(グループホームの設置支援など)(福祉課)

(7)西尾市次世代育成支援地域行動計画(後期)

策定年次	平成 22 年 3 月 (平成 24 年 1 月に統合版に改訂)
目標年次	平成 22 年度～平成 26 年度の 5 年間
目標及び 基本的な施策	<p>(1) 基本理念 にっこり しあわせ おとなも子どももいっしょに育つまち にしお</p> <p>(2) 基本目標と施策 <ul style="list-style-type: none"> ■子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり ■地域における乳幼児の子育て支援の推進 ■次代を担う子どもがいきいきと育つ環境づくり ■要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進 ■子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり </p>
住宅に関する 施策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ➢ 良質な居住環境の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○市営住宅整備事業(市営住宅の建て替え時に多家族向け住宅の供給) ○住宅地整備における子育て支援施設の一体的整備

(8)西尾市地域福祉計画

策定年次	平成 24 年 3 月
目標年次	平成 24 年度～平成 28 年度の 5 年間
目標及び 基本的な施策	<p>(1) 基本テーマ（目標）</p> <p>地域の支え合いが創る新しい福祉のまち“西尾”</p> <p>(2) 基本目標と基本施策</p> <p>■地域見守り支援体制の整備・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 情報を届けるしくみの充実 ➢ 個人情報の保護と情報の共有化 ➢ 要支援者の把握と支援体制の整備 ➢ 出会いのしくみづくり ➢ ボランティア活動・市民活動の推進 ➢ 各種団体等の活動支援 ➢ 交流活動の推進 <p>■福祉サービスの提供体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 相談体制の充実 ➢ 福祉サービス等の基盤整備と質の向上 ➢ 福祉サービス利用者の権利擁護 ➢ ケアマネジメントの充実 <p>■福祉教育の充実と人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 福祉に対する意識の改革 ➢ 福祉学習の推進 <p>■福祉都市基盤の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ ユニバーサルデザイン^(注3)によるまちづくり ➢ 公共施設の有効活用・充実 ➢ 災害時や緊急時の支援体制の充実 ➢ 防犯活動の推進
住宅に関する 施策の内容	<p>■地域見守り支援体制の整備・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 要支援者の把握と支援体制の整備 ○ 制度の挟間にいる人に対する分野横断的な支援（高齢者住宅安全確保事業（シルバーハウジング））

(注3) ユニバーサルデザイン：障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境などをデザインする考え方。